

自然主義と法哲学

——ブライアン・ライターを手がかりに——

菊 地 諒*

目 次

はじめに

- I 自然主義とは何か
- II 「法理学の自然化」とはどのような構想か
- III どのような議論が交わされたか
 - 1 自然主義をめぐって
 - 2 法哲学をめぐって
 - 3 リーガル・リアリズムをめぐって

おわりに

はじめに

哲学における自然主義 (naturalism) は、科学と哲学の連続性を強調し、哲学的な探究を経験的な自然科学の一部として位置づけようとする立場として広く受容されてきた。しかし、自然主義が法哲学においてどのような意義を持ちうるのかについて、未だ議論は定まっていない。この問題について、まず参照すべきは「法哲学の自然化に関する最も影響力のある提唱者」

* きくち・りょう 立命館大学法学院准教授

** 外国語文献の引用に際し、〈 〉でイタリック体による強調を、〔 〕で筆者による補いを示した。原文の脚注記号は省略した。既存の邦訳が存在する場合はその頁も付しているが、訳文はすべて筆者によるものである。

(Himma 2011:378)として知られるブライアン・ライター(Brian Leiter, 1963-)であろう。ライターは、シカゴ大学ロー・スクールの教授を務める法学者・哲学者で、「法理学¹⁾の自然化」という構想を通じて自然主義的な法哲学の可能性を提示した人物である。日本では、フリードリヒ・ニーチェ(Friedrich W. Nietzsche, 1844-1900)の研究者としてのライターは紹介されている²⁾ものの、「法理学の自然化」の提唱者としてのライターはほとんど知られていない。

そこで本稿では、法哲学における自然主義の意義を検討するための土台として、ライター以降の議論を整理することを試みる。Iでは、議論の前提となる自然主義について概観する。IIでは、ライターの「法理学の自然化」という構想の骨子を把握する。IIIでは、ライターに寄せられた主な批判と、それに対するライターの応答について、若干の考察を挟みつつ整理する。最後に、近年の展開に触れたうえで締めくくる。

予め断っておくと、本稿では紙幅の都合もあり、議論の細部にまで踏み込む余裕はない。ライター自身の議論と、それに対する批判・応答の往還は、膨大な文献を縦横に涉猟しつつ展開されており、その森の奥に分け入って全貌を捉えることは容易ではない。本稿はあくまで、精緻な「フィールドワーク」に先立つ「マップ」を作成する作業であることを、ご承知おき願いたい。

-
- 1) 本稿では、ライターの使用する *jurisprudence* という語を(「法哲学」と区別して)「法理学」と訳出している。それは、この語に込められた特別なニュアンスを意識したことである。ライターは、法學に対する法理学の関係を科学に対する科学哲学の関係に類比させ、科学哲学が科学の方法や存在論的コミットメントを研究するのと同じように、法理学は「(1)弁護士や裁判官が法的結論を『発見』するために用いる〈方法〉(たとえば、法的推論や法解釈の『方法』など)を研究・解明し、場合によっては批判・修正する。また、(2)法に実際に現れている、または私たちの法の捉え方の一部となるべき(存在論的)コミットメント(たとえば、『この事案においてライターは過失責任を負う』という主張の地位とは何か、またはより一般的に、ある時点で法が『存在する』とはどういう意味か?)を調査する」(Leiter 2007:84)と述べている。本稿における「法理学」は、(多くの場合)このような特別なニュアンスを持つことに留意されたい(なお、philosophy of lawおよびlegal philosophyについては「法哲学」と訳出している)。
 - 2) ライターによるニーチェ研究の翻訳書として、ライター(2022)がある。

I　自然主義とは何か

自然主義は、現代の哲学において広く共有される基本的な立場の1つである。しかし、「自然主義の家には住まいがたくさんある」(Kitcher 2025 : xvii) と (『ヨハネによる福音書』を捻って) 形容される通り、現在では自然主義という立場の意味するところは多義的であり、その網羅的・徹底的な説明は困難である。以下では、本稿での議論に必要なかぎりで、自然主義という立場の概説³⁾を試みたい。

自然主義を概説するにあたっては、科学と哲学の関係が1つの焦点となる。ここでの科学とは、広い見方を採れば「専門家の間での普遍的な合意が規整的理念として機能するような、データに基づく記述・予測・説明・理解に関するあらゆる集団的な営み」(Oppy 2025 : 3) であり、端的に言えば原因と結果の関係を記述する学問である。科学と連続した営みとして哲学を理解しようとする姿勢は、自然主義の特徴である。ヒラリー・コーンブリス (Hilary Kornblith, 1954-) が述べる通り、「自然主義的と認められる見解には幅広い潮流が存在し、いずれも科学と哲学の間に深いつながりを見出し、哲学が実体かつ／または方法において科学に多大な敬意を払うべきであるとする点で共通する」(Kornblith 2016 : 148)。ここで、コーンブリスが「実体かつ／または方法」と表現するように、自然主義は一般的に、「実体」に関する存在論的自然主義 (ontological naturalism) と、「方法」に関する方法論的自然主義 (methodological naturalism) に区別される。

存在論的自然主義とは、世界には何があるかという存在論的な問い合わせて、自然的なものだけがあると答える立場である。この意味での自然主義者は、自然的な世界を超える（超自然的な）実体に対して否定的な態度を示す。むろん、自然的な世界とは何か、または超自然的な実体とは何かに

3) 日本語で書かれた自然主義の入門書として、植原（2017）がある。同書の第9章は、哲学における自然主義という立場について概説している。

ついて、存在論的自然主義者の間でも意見は分かれる。厳格な自然主義 (strict naturalism) と呼ばれるタイプの存在論的自然主義は、(理想的な) 自然科学の記述する対象だけが世界に存在すると考える。その典型は、物理的な実体だけが存在すると考える物理主義 (physicalism) である。これに対し、広量な自然主義 (broad naturalism) と呼ばれるタイプの存在論的自然主義は、自然科学の記述する対象だけでなく、意識・価値・道徳・自由など物理的な実体に還元できないものも、世界に存在すると考える。このように、物理的な実体に還元できないが、それと矛盾しないような現象の存在を（あくまで超自然的な実体を排除しつつ）認める立場は、リベラルな自然主義 (liberal naturalism) とも呼ばれる (Goetz & Taliaferro 2008: 6-9; Clark 2016: 1-5; De Caro 2022: 208-215)。

方法論的自然主義とは、哲学はどのように行われるかという方法論的な問い合わせに対して、科学的な方法で行われると答える立場である。しばしば、自然主義宣言として引用されるウィラード・クワイン (Willard V. O. Quine, 1908-2000) のフレーズ——「私は、哲学を科学のためのア・プリオリな準備作業や土台作りではなく、科学と連続したものと見なしている」 (Quine 1969: 126) を思い出されたい。方法論的自然主義者は、科学的な探究において超自然的な実体に訴えることを拒否し、その探究の方法を哲学においても実践する。ただし、超自然的な実体が存在するかどうかについては中立的であり、存在論的自然主義を支持しない方法論的自然主義者も存在する。また、方法論的自然主義者の間でも科学と哲学の連続性⁴⁾ については意見が分かれており、両者の方法を完全に同一視する立場もあれば、両者の方法の間に（種類の差ではなく）程度の差を認める立場もある (Clark 2016: 5)；

4) 本稿の検討対象であるライターは、方法論的自然主義における科学と哲学の連続性について、「結果の連続性」と「方法の連続性」という区別を行っている。結果の連続性とは、哲学における理論が科学における結果によって裏づけられていることである。これに対し、方法の連続性とは、哲学における理論が科学における方法に倣っていることである (Leiter 2007: 34-35)。ライターが「法理学の自然化」において重視するのは、方法の連続性である。

Kornblith 2016 : 147–149 ; Donahue 2025 : 1981–1982)。

このように、現代における自然主義は幅広く展開されており、その全景を限られた紙幅で一望することはできない。ここでは、ライターの構想に最も影響を与えていたと思われる、クワインの「認識論の自然化」について紹介するにとどめたい。その要点は、科学を（外部から）基礎づけるものとしての認識論を放棄し、科学の一部として認識論を組み込むことである。クワインによれば、「認識論またはそれに類するものは、心理学の一章として、ひいては自然科学の一章として、単純に位置づけられる。それは自然的な現象、すなわち物理的な人間という主観を研究する。この人間という主観には、何らかの形で実験的に制御された入力——たとえばさまざまな振動数からなる特定の放射パターン——が与えられ、時が満ちると、主観は三次元的な外的世界とその歴史についての記述を出力として提示するであろう」(Quine 1969 : 82–83. 訳57) という。すなわち、クワインの提案する認識論とは、人間が感覚の入力を受けて理論を出力するまでの因果的なメカニズムに関する経験的探究である。同時にクワインは、認識論が単なる「自然科学の一章」とはならないことも付言する。なぜなら自然科学そのものもまた、人間が何らかの入力を受けて出力した理論であり、その意味で認識論の対象となるからである。すなわち、「認識論は自然科学の中に、自然科学は認識論の中に含まれる」(Quine 1969 : 83. 訳57)。ここに、科学と哲学は連続的であるとする方法論的自然主義が見出される。

クワインの「認識論の自然化」は、人間の感覚によって科学的理論を正当化することはできないとする点で反基礎づけ主義的なアイデアであり、認識論による科学の基礎づけが不可能である以上、これを記述的な説明に置き換えることを目指すものである。この発想は、ライターの「法理学の自然化」という構想の基盤ともなっている。

II 「法理学の自然化」とはどのような構想か

ライターは、現代の法哲学における自然主義の旗振り役として、精力的に「法理学の自然化」を推進してきた。その背景には、ライター自身の言葉を借りれば「過去四半世紀の間に哲学のあらゆる領域——メタ倫理学、言語哲学、認識論など——が自然主義的転回を経験した一方で、英米の法哲学はこうした知的な発展の影響を全く受けていない」(Leiter 2007: 33)という状況がある。ライターがこの言葉を述べたのは1997年のことであるから、現在(2025年)ではさらに四半世紀が経過しており、その間にライター自身の主張にも変遷が見られる⁵⁾。しかし、ライターの基本的な主張を理解するうえでは、依然として2007年の『法理学の自然化』が最も重要な著作であろう。以下では、この著作を中心に、ライターの「法理学の自然化」という構想について概観したい。

ライターは、「法理学の自然化」を提唱するにあたり、アメリカのリーガル・リアリズムを自然主義的アプローチの先駆として再定位した⁶⁾。ライターによれば、リーガル・リアリズムの核心的な主張は「(1) 司法的判断

5) 特に、近年のライターは「法に対する『リアリストの』視点と『自然主義的な』視点の両方を包含する」(Leiter 2020: 334)理論として、「リアリストの法理論」という語を好んで用いるようになっている。また、最新の論文(2026年に出版予定の著作『リアリストの視点から』第9章のプレプリント)では、近年のアメリカの法理学における「形而上学的転回」を、自然主義の立場から批判している。形而上学的転回とは、「『法的事実』が『社会的事実』やいわゆる『道徳的事実』によってどのように決定されるか(また、おそらく同様に、これらの後者の事実すべてが物理的事実によってどのように決定されるか)」(Leiter 2025: 1)という問い合わせ、すなわち法の形而上学的な根拠づけに取り組む傾向を指す。ライターは、この点でも自然主義を堅持し、「『事実』の異なるカテゴリーが互いにどう関連するかという問い合わせは、(もし答えがあるとしても)経験科学が解くべき問い合わせとなる」(Leiter 2025: 17)と予測しつつ、形而上学的転回からの脱却を訴えている。

6) アメリカのリーガル・リアリズムに関する近年の研究動向について整理したものとして、菊地ほか(2023, 2024)がある。ライターによる再定位は、リーガル・リアリズムの理論的な再構成を通じてその本質に迫るものであり、その後の研究動向にも影響を与えた(菊地ほか 2024: 88-91)。

の本質に関する〈記述的な〉理論であり、それによれば（2）司法的判断は（社会学的に）決定されたパターンに分類され、その中で（3）裁判官は事案の基礎となる事実に対する（一般的に共有された）反応に基づいて結論に達し、それを（4）その後で、適切な法的ルールと法的理由を用いて事後的に合理化する」（Leiter 2007: 30）という。このリーガル・リアリズムの理論を特徴づけるのが、自然主義とプラグマティズム⁷⁾である。両者は、「〔プラグマティズムに従って〕裁判所がどう行動するかを確実かつ効果的に予測するには、何が裁判所の判断の〈原因である〉かを知る必要がある。次に、司法的判断の〈原因〉は、リアリストが提唱する自然科学・社会科学をモデルとした〔自然主義的な〕経験的探究によってのみ明らかにされる」（Leiter 2007: 31）という点で結びついている。

ここで、ライターはリーガル・リアリズムの再定位に最も関連する自然主義の側面として、クワイン的な方法論的自然主義に注目し、これを置換的自然主義と呼ぶ。それは、（反基礎づけ主義を前提として）「入力（証拠）と出力（理論）の関係について基礎づけ的な説明が不可能ならば、規範的プログラムを純粹に記述的な探究（たとえば、どの入力がどの出力の原因となるかについての心理学的な研究）に置換してはどうか」（Leiter 2007: 39）という提案である。ライターによれば、この提案は、まさにリーガル・リアリズムの試みたことと重なっているという。

7) プラグマティズムは多義的な用語であり、本稿では十分な説明を与えることができない。ライターによるプラグマティズムの理解を要約すれば、次の通りである。理論は、人間にとて機能するかどうかという規準によって正当化される。したがって、プラグマティズムは反基礎づけ主義にコミットし、「機能する」という理由だけで受容される信念の存在を認める（Leiter 2007: 47-49）。ライターは、リアリストがプラグマティストであることの意味について、「哲学的なプラグマティストが特定の認識論的規範の受容可能性規準として、私たち人間にとて機能すること——たとえば、感覚的な経験を予測する助けとなること——を掲げるのと同様に、リアリストにおける裁判理論の受容可能性規準は、〈弁護士にとって機能する〉ことである。リアリストにおいて弁護士にとって機能するとは、裁判所の行動を予測できるようにすることを意味する」（Leiter 2007: 52）と述べている。このように、ライターの理解するプラグマティズムは自然主義と連動する部分があり、科学を基準とする認識論的規範が受容される理由を、「それが最も機能する」ことに求めている。

リアリストは、司法的判断に関しては、法的理由が唯一の判断を正当化しないとする点で「反基礎づけ主義者」である。法的理由は（少なくとも実際の訴訟事案のほとんどにおいて）判断を確定しない。より正確に言えば、リアリストは、法的理由のクラス——すなわち、裁判官が判決において提示し得る正統な理由のクラス——が唯一の結果を正当化するものではないという意味で、法は〈合理的に〉不確定であると主張する。感覚的な入力が唯一の科学的理論を〈正当化〉しないのと同様に、リアリストによれば、法的理由もまた唯一の判決を〈正当化〉しない。

リアリストは、クワインが取る第2のステップ、すなわち置換も採用する。リアリストの不確定性テーゼによれば、法的理由は司法的判断を確定しない。これは、裁定理論における基礎づけ主義的な営みが不可能であることを意味する。では、適用可能な法的理由に基づいて1つの法的結果を正当化しようとする「不毛な」基礎づけ的プログラムを、どのような入力（すなわち、事実と理由のどのような組み合わせ）がどのような出力（すなわち、どのような司法的判断）を生みだすのかを記述的／説明的に述べることに置換してはどうか？（Leiter 2007：39-40）

ライターは、このようなアナロジーに一定の限界があることを認めつつ⁸⁾、

8) ライターによれば、置換的自然主義とリーガル・リアリズムのアナロジーには4つの問題がある。すなわち、(1) リアリストによれば、法が不確定であるのは（上訴審に持ち込まれた場合のような）特定の事案においてである。つまり、それ以外の事案では、（基礎づけ主義的に）法的理由が結論を正当化できることになる。ただし、リアリストが裁定理論の自然化を必要とするのは、まさに法が不確定である事案であって、その限りでアナロジーは成立する（Leiter 2007：41）。(2) 裁定理論が唯一の法的結論を正当化するものではなく、複数の法的結論を正当化できるような（非基礎づけ主義的な）理論である可能性がある。その場合、依然として裁定理論は規範的な理論を目指すことができる。ただし、複数の結論を正当化するような理論は裁判官や弁護士にとって機能しないため、 pragmatism の観点からも自然化は必要であり、その限りでアナロジーは成立する（Leiter 2007：41-42）。(3) リアリストは、法的理由ではなく、商慣習のような非-法的理由に基づいて司法的判断が行われることを認めている。したがって、法的か非-法的かを問わず、理由に関する（基礎づけ主義的な）理論で十分であるように思われるかもしれない。ただし、非-法的理由もやはり不確定であり、さらに理由が確定的である場合でも理由への反応を因果的に説明することは重要であるため、その限りでアナロジーは成立する（Leiter 2007：42-45）。

リーガル・リアリズムの試みによって、「法理学そのものが自然化されるのでは〈なく〉、裁定理論に関わる法理学の部分だけが自然化される」(Leiter 2007: 45-46) と結論づけている。

このように、リーガル・リアリズムにおける「法理学の自然化」とは、裁定理論の自然化であった。ライターは、リアリストの主張を記述的な理論として位置づけ、「司法的意思決定におけるルールの因果的な役割についての経験的な主張」(Leiter 2007: 69) を行う経験的ルール懐疑主義として捉え直す。すなわち、法的理由は唯一の判断を正当化しえないという主張である。ここでライターは、そのような意味での法の不確定性を主張することが、同時に、法的理由となりうるものとの境界を前提としている点に注目する。この点で、リアリストは、「ルール（または解釈原則）は、法の制定または先行する裁判所の判断に源泉を有することによってのみ法の一部となる」(Leiter 2007: 72-73) というハードな実証主義を暗黙裡に受容している。このように、ライターによる「法理学の自然化」には、リーガル・リアリズムと法実証主義の関係を描き直すという側面がある。

この点に関連して、H・L・A・ハート (H. L. A. Hart, 1907-1992) によるリーガル・リアリズム解釈に対するライターからの批判についても瞥見しておきたい。法実証主義者であるハートが多様なルール懐疑主義を検討・批判したことはよく知られている。しかし、ライターによれば、ハートが明確に退けたのは概念的ルール懐疑主義であり、経験的ルール懐疑主義については何ら反論していない。概念的ルール懐疑主義とは、ハート自身が「ルールに関する言説は神話であり、法とは単に裁判所の判断とそれに対する予測に過ぎないという真実を覆い隠しているという主張」(Hart 2012: 136. 訳220) と説明する通り、法実証主義的な法の概念に対して懷疑的な態

(4) リアリストによる法の不確定性テーゼは、「法とは何か」をめぐる概念を前提としている。したがって、リアリストの裁定理論が自然化されたとしても、法概念論をはじめとする法理学の領域までは自然化されない。ただし、裁定理論は自然化されるため、その限りでアナロジーは成立する (Leiter 2007: 45-46)。

度であり、同時に法は裁判所の行動の予測であるという、法の予測理論を採用するものである。たしかに、リアリストの中にはそのような主張をする者がいる。しかし、「これは法の『概念』に関する主張ではなく、依頼人に何をすべきかを助言せねばならない弁護士にとって、法をどのように考えるのが〈有益〉かについての主張である」(Leiter 2007: 71)ため、概念的ルール懐疑主義を含意しない。

さらにライターは、リーガル・リアリズムが前提とするハードな実証主義が、主として概念分析を用いて「法とは何か」を論じてきた点を問題視する。ジョセフ・ラズ (Joseph Raz, 1939-2022) に代表されるハードな実証主義者は、法について話す人々の命題的態度が対象とする概念、すなわち「法の〈機能〉についての私たちの概念が持つ何らかの側面に訴える議論」(Leiter 2007: 124-125) を展開する。しかし、このような形での概念分析は概念に関する直観に依拠しており、ある概念にとって真に根源的なものは何かについての直観をめぐる争いへと転じる可能性がある。

ここで、ライターは再びクワイン的な自然主義に注目し、ハードな実証主義の正当化可能性を探る。ライターによれば、「ある概念分析の提案が他より優れているとされるなら、それは法と法制度に関するア・ポステリオリな理論の成功を促進することで、その地位を獲得するからに違いない」(Leiter 2007: 134) という。ライターは、これこそが(ハートの)一般法理学の最終的な野望であると推測しつつ、次のように述べる。

言い換えれば、ハードな実証主義にとって、概念をめぐる議論を究極的に正当化するのは、それらが単に法の「現実の」概念を最も良く説明するという主張ではなく、それらが最も良く解明する法の概念こそが、最も実り多いア・ポステリオリな研究プログラム（すなわち、世界の仕組みについて最も良い現行の説明を与えるプログラム）において役割を果たす概念であるという主張である。そのために、法理学は安樂椅子から立ち上がり、人類学者、社会学者、心理学者らが法とその周辺における社会的実践について何を語

れるかを見出す必要がある。実際、リアリストはこうした探究に着手しており、それを実行するにあたって、初めに述べたように、リーガリティについて（暗黙の）ハードな実証主義者の見解を前提としていた（Leiter 2007 : 134）。

こうしてライターは、自然主義的アプローチに基づく法的な現象の経験的探究が、ハードな実証主義者の法の概念に依拠している点をもって、「ハードな実証主義は、法に関する私たちの最も良いア・ポステリオリな理論における默示的な役割と、自然の因果的順序における位置づけによって正当化されることになる」（Leiter 2007 : 135）と結論づけている。

以上の通り、ライターの「法理学の自然化」とは、法哲学方法論そのものを再検討する試みである。この点に関連して、ライター自身が提示する法哲学方法論の全体像について概観しておこう。ライターは、「方法論的自然主義の観点から、法理学的な問題を『自然化』する3つの方法が考えられる」（Leiter 2009 : 198）と宣言する。そのうち1つは、リーガル・リアリズムによる裁判理論の自然化である⁹⁾。これに加えて、（裁判ではなく）法の性質についての問題を自然化する方法が2つある。

1つは、クワイン的な自然主義を踏襲し、社会科学的な裁判理論が真であるために、法がどのようなものでなければならないかを問う方法である。ライターは、社会科学的な裁判理論の例として、（リアリストの主張を発展させた）ジェフリー・シーガル（Jeffrey A. Segal, 1956-）とハロルド・スペース（Harold J. Spaeth, 1930-2017）による態度モデルを挙げる。態度モデルは、司法的判断を事案の事実に対するイデオロギー的態度によって説明するものである。ライターは、態度モデルが真であり、説明的であるために、法はどのようなものでなければならないかを問い合わせ、ラズ的なハードな実証主義が最も適合すると説明する（Leiter 2007 : 187-189；Leiter 2009 : 200-202）。

9) ライターによれば、「リアリストは、本質的に〈自然化され〉、それゆえに〈記述的な〉裁判理論を、すなわち裁判所が行動を判断する原因についての理論を求めている」（Leiter 2009 : 205）という。

もう1つは、実験哲学を取り入れる方法である。実験哲学とは、ある概念に対する人々の直観を実験によって調査する試みである。ライターは、法哲学方法論としての概念分析が依拠する直観が、しばしばオックスフォードで想定される「通常の」直観に偏っていることを懸念した。そこで、「『通常の』直観が概念の外延を固定するにあたって決定的ならば、それらの直観が実際に何であるかを経験的に調査すればよいのではないか？」(Leiter 2009: 202)と問い合わせ、「一般法理学は、実験哲学による開拓を待ち望み、求めている」(Leiter 2009: 203)と結んでいる。

これらの方法論のうち、ライターは実験哲学を取り入れる方法に期待を寄せている(Leiter 2007: 6; Leiter 2009: 202)ほか、裁判理論のみを射程とするリーガル・リアリズムの控えめな提案については「『自然化された法理学』の最も成功した事例を構成するかもしれない」(Leiter 2009: 206)と評価している。いずれにせよ、ライターは哲学における自然主義的転回を法哲学に応用し、法実証主義の伝統とリーガル・リアリズムの遺産を統合しつつ、「法理学の自然化」という独自の構想を切り開いた。当然、その構想に対しては、さまざまな角度から直ちに反応が寄せられた。

III　どのような議論が交わされたか

1　自然主義をめぐって

ライターの構想は、クワイインによる「認識論の自然化」を手本として「法理学の自然化」を推し進めるというものである。したがって、その構想が説得力を獲得するためには、両者の間に十分なアナロジーが成立していることが前提となる。ライターは、科学における基礎づけの失敗と法の不確定性をパラレルに捉え、証拠が唯一の理論を正当化しないのと同様に、法的理由は唯一の法的結論を正当化しないと考えた。この不確定性テーゼに基づき、正当化の探究を経験的探究に置換すべきであると結論づけた。

これに対し、マーク・グリーンバーグ(Mark Greenberg, 1951-)は、こ

のアナロジーが破綻していることを指摘する。その指摘は多岐にわたるが、結論は次の通りである。まず、クワイン的な自然主義が退けたのは科学を外部から基礎づける試みであって、科学的な正当化の理解を放棄することではなかった。自然主義の立場から、科学的な正当化について理論的な理解を追求することは可能である。さらに、法の不確定性テーゼ自体も哲学的な探求を前提としている以上、哲学を経験科学に「置換」する根拠にはならない (Greenberg 2011a : 449-451)。したがって、グリーンバーグによれば、クワインの「認識論の自然化」は、ライターが構想するような「法理学の自然化」を動機づけるものではないということになる。

ライターは、グリーンバーグの指摘を受けて、「認識論が科学に対して占める位置は、法哲学（の一部）が裁定に対して占める位置に相当する。特に、認識論的な基礎づけ主義が科学に対して占める位置は、法理学的な『基礎づけ主義』が裁定に対して占める位置に相当する。両者とも、関連する実践（一方では科学、他方では法的推論と裁定）に対する〈一種の〉基礎を提供しようとする試みであり、両者とも失敗する（前者はクワインが示す理由によって、後者は法的推論の不確定性についてリアリストが示す理由によって）」(Leiter 2007 : 114) と述べ、依然としてアナロジーが成立することを強調する。しかし、グリーンバーグは重ねてアナロジーの破綻を指摘する。すなわち、クワインは科学に対して批判的な含意を持たないが、リアリストは法に対して批判的な含意を持つという点で、両者は非対称である。グリーンバーグによれば、「クワインはいかなる形でも、科学者が証拠を用いて科学的理論を支持するやり方を論駁していない。しかしリーガル・リアリストは、裁判官が法的理由を用いて法的判断を支持するやり方を、まさに論駁している」(Greenberg 2011b : 461) という。すなわち、クワインは科学の内部基準の妥当性を前提としつつ、外部基準からの基礎づけを退けるのに対し、リアリストは法の内部基準そのものが機能していないと論じている。このように、グリーンバーグにとって、ライターの提示するアナロジーは両者の議論の射程を見誤らせるものである。

ここまでライターとグリーンバーグの論争は、(クワイン的な)「自然主義とは何か」をめぐるものであった。この論争に根本的な意味で決着をつけるためには、クワイン解釈をめぐる哲学的な議論に進む¹⁰⁾ 必要があり、それは(法哲学というよりも)哲学の問題となろう。グリーンバーグ自身も、「クワインの議論に伴う難点に鑑みれば、おそらく最も重要な問題はアナロジーの適切さではない」(Greenberg 2011b : 463)と認めている。しかし、同時にグリーンバーグは、ライターの「法理学の自然化」における最も重要な問題が、法哲学の役割に対する理解にあると指摘する。ここで、両者の論争は「法哲学とは何か」をめぐる段階へと移行する。

2 法哲学をめぐって

グリーンバーグは、ライターとの論争の次なる段階において、「法理学の自然化」の前提となる不確定性テーゼに標的を定める。グリーンバーグによれば、ライターが不確定性テーゼに基づいて自然化を試みる対象は、「『法とは何か』以外の、事案についての判断に関わるあらゆる考慮事項を排除し」(Greenberg 2011b : 464)、「すべての法的な事案が確定的な法的结果を持つていることを示そうとする試み」(Greenberg 2011b : 465)である。しかし、ロナルド・ドゥオーキン(Ronald Dworkin, 1931-2013)がそうである¹¹⁾

10) ライターは、グリーンバーグによるクワイン解釈が狭すぎることを指摘する。すなわち、クワインは科学に対する外部からの基礎づけと同時に、内部からの基礎づけをも退けており、「したがってクワインは、実際のところ——グリーンバーグの主張に反して——特定の科学的な仮説の基礎づけ主義的な正当化〈および〉、科学の外部にある哲学的な基準によって科学が正当化されうるという考え方の〈両方〉を拒否している（グリーンバーグは後者の拒否のみ認めている）」(Leiter 2011 : 504)という。この点は、クワインのホーリズムとも関わる哲学的に重要な論点であるが、本稿では立ち入らない。

11) グリーンバーグがここでドゥオーキンに言及するのは、まさにドゥオーキンが正答テーゼという形で、すべての法的な事案が確定的な法的结果を持つていると主張しているように見えるからである。しかし、グリーンバーグの見どころ、「ドゥオーキンは正答テーゼを擁護する一方で、正答テーゼは自身の法理論の全体と道徳に対する見方〈との結合〉から導かれる付隨的な帰結に過ぎず、実際、自身の議論のほとんどは正答テーゼが誤りであっても成立しうることを明言している」(Greenberg 2011b : 467)という。これに対し、ラ

ように、「法哲学の研究は主として、法の根拠が法の内容を決定するやり方を〈理解する〉ことに関わっている。法がどの程度、どのような事案において決定的であるかという主張は、法の根拠と法の内容の関係についての説明（端的に言えば〈法の内容に関する説明〉）に付随する帰結に過ぎない」(Greenberg 2011b : 467-468)。すなわち、不確定性テーゼは法哲学の核心であるどころか、核心から付隨的に導かれる1つの理論にすぎず、これを前提に「法理学の自然化」を進めるのは本末転倒というわけである。グリーンバーグは、次のように述べている。

不確定性テーゼは、法哲学における重要な問題や課題の放棄を何ら支持しない。司法的判断の因果的な説明を求めるには価値があるかもしれないが、それは不確定性テーゼが法哲学における特定の領域の破綻を明らかにするからではない。特定の事案に関して法が不確定であるならば、その事案の結果は、法的に要求される根拠によって完全に説明（または予測）することはできない。しかし、法哲学は訴訟事案の実際の結果を説明または予測することに、本質的な関心を置いていない (Greenberg 2011b : 472)。

こうして、グリーンバーグは不確定性テーゼが正しいからといって、そこから直ちに「法理学の自然化」が導かれるわけではないと結論づけている。

グリーンバーグの批判に対するライターの応答は、ある意味で反復的である。すなわち、「法理学の自然化」が裁判理論の自然化であることを改めて強調することで、そもそも「法哲学とは何か」を問う必要がないと切り返す。ライターは、「リアリストは法理論を〈自然化する〉のではなく、裁判理論のみを自然化する。グリーンバーグは「法とは何か」という問いと、

イターはドゥオーキンについて、何らかの入力から唯一の出力が正当化されるという「基礎づけ主義的な物語」(Leiter 2011 : 505) の支持者であることに変わりはないという点を強調する。すなわち、グリーンバーグの主張が正しいとしても、「このことは、〈実際のロナルド・ドゥオーキン〉が法〈と〉道徳に関する特定の見解を保持している以上、基礎づけ主義的な物語を伴う裁判理論を擁護しているという事実は何ら変わらない」(Leiter 2011 : 508)。もちろん、この点に関する論争を評価するためにはドゥオーキン自身の議論を参照する必要があるが、本稿では立ち入らない。

「裁判所は特定の事案をどのように判断すべきか」という問い合わせ混同している——これはすべてのドゥオーキン主義者の典型的な誤りである——からこそ、私が2つの立場を分けていることを不可解に感じている」(Leiter 2011: 509)と述べている。この応答には、ライターとグリーンバーグの間で、法哲学方法論に対する理解が大きく異なることが示されているように思われる。

ライターの法哲学方法論に関しては、ジュリー・ディクソン (Julie Dickson) による詳細な検討がある。ディクソンは、ライターの「法理学の自然化」について、「法哲学が他の哲学の分野における近年の進展とより調和すべきことを提唱し、それによって、法哲学は哲学と統合された時に最良の成果を生むという主張の一形態を支持する」(Dickson 2011: 479) ものとして高く評価する。そのうえで、ライターが提案する方法論のうちの2つについて批判的な検討を加えている。

まずは、概念分析や直観を放棄し、社会科学理論に整合的な法の概念を探求するという方法が、ディクソンによる検討の対象となる。ライターは、社会科学理論の典型としてシーガルとスペースの態度モデルを挙げ、これと整合する法の概念としてハードな実証主義を指定していた。ディクソンはここに、態度モデルがハードな実証主義を正当化すると同時に、ハードな実証主義が態度モデルを正当化するという、「問題のある循環性の働き」(Dickson 2011: 484)を見出す。

ライターは、ディクソンの指摘に対し、「態度モデルは、『ハードな実証主義が真であることを必要とする』ことは〈ない〉。その説明的・予測的なモデルを構築するために、ハードな実証主義者の法の説明を〈前提とする〉必要がある」(Leiter 2011: 512)と応答する。したがって、ハードな実証主義を否定するようなモデルが説明的・予測的なモデルとしてより有用であるならば、ハードな実証主義は否定されることになろう。ライターの応答は、自然主義的な観点に基づくものである。

次に、ディクソンは実験哲学を取り入れる¹²⁾方法について、「実験哲学が熱心に取り組んできた、人々の実際の直観に関する研究は、せいぜい法哲学者が展開し、守ろうとする議論を補うものにすぎず、それに取って代わるものではない。法やその他の法的な概念に関する人々の直観についてのデータは大層ご立派かもしれないが、私たちは依然として、収集されたデータをどう扱うか（たとえば、同じ文化的背景や異なる文化的背景を持つ人々の直観に相違があることが明らかになった場合、それをどう扱うか——概念を適切に理解する方法について、単に多数派の見解に従い、少数派の見解を無視するのか？）を決定しなければならない」（Dickson 2011: 493）と述べて、法哲学者の役割を強調する。ディクソンの述べる通りであれば、法の特徴を規範的に評価し、記述的に説明するという任務は残されることになる。

ライターは、ディクソンの指摘に対し、「人々が自己と社会的世界を理解する過程における役割によって参照が固定される」（Leiter 2011: 512）概念、すなわち解釈学的概念（Hermeneutic Concept）に言及しつつ、収集されたデータを法哲学者が扱うことは、人々の理解を外部から修正することになると懸念する。すなわち、「人々が自己と社会的世界を理解する際に用いる法の概念は、実際には混乱し曖昧である可能性があり、したがって哲学者が行う『整理』は、たとえばハートやラズの研究の根底にある『法は解釈学的概念である』という考え方への裏切りを意味するかもしれない」（Leiter 2011: 516）として、ディクソンの法哲学者像に疑問を投げかける。

ライターとディクソンには、相互の主張を肯定的に評価し合っている部

12) ライターが実験哲学を取り入れるのは、概念分析の根底にある（オックスフォードでの想定に偏っているように思われる）直観を経験的に調査するためであった。ディクソンは、「現在のオックスフォードの法哲学者たちがはるかに多様な社会的背景から来ているように見えるという事実」（Dickson 2011: 491）をもって、その直観に偏りがない可能性を示唆した。これに対し、ライターは、その直観に偏りがあるかどうかは未解決の経験的な問題であるとして、まさにその確定のために経験的探究が必要であると応答している（Leiter 2011: 514-515）。この点は、いわゆる控えめな概念分析（modest conceptual analysis）とも関わる論点であるが、本稿では立ち入らない。

分もある。しかし、自然化をどれほど推し進めるかについては、特定の方法論を重視するライターと、多元的な方法論を取り入れるディクソンとの間ですれ違いが見られる。こうしたすれ違いは、両者が法哲学において達成したい目的の違いに起因するのかもしれない。

3 リーガル・リアリズムをめぐって

ライターの「法理学の自然化」という構想が、アメリカのリーガル・リアリズムの再定位から出発したことを思い出されたい。法思想史的な観点からは、リーガル・リアリズムを自然主義的アプローチとして再構成することの是非が問われる。そもそも、(ライターの手本である) クワインに先行するリーガル・リアリズムに自然主義を読み込むこと自体が、ややテクニカルである。むろん、それは法思想史的に不可能ではなく、「先見の明のある哲学的自然主義者」(Leiter 2007: 2) としてリアリストを描き直した点にライターの才気が見えるわけであるが、そのような解釈の是非を問う必要は依然としてあろう。

マイケル・グリーン (Michael S. Green) は、ライターによるリーガル・リアリズム解釈に異議を唱える。その焦点は、法の予測理論の採否である。ライターは、経験的ルール懐疑主義と概念的ルール懐疑主義を区別し、リーガル・リアリズムを前者として捉え直した。これは、リアリストが予測理論を採用していないと主張することを意味する。これに対し、グリーンは、まず2つの予測理論を提示する。1つは、ジェローム・フランク (Jerome N. Frank, 1889–1957) に帰される「ある出来事に関する法とは、その出来事が訴訟に付された場合に、どのようなものであれ裁判所が下すであろう具体的な判決である」(Green 2011: 383) という理論であり、もう1つは「法は、具体的な判決にではなく、ある法域における司法的（およびその他の公的）行動の規則性にこそ還元される」(Green 2011: 383) という理論である。グリーンは、後者の予測理論を特に重視し、これをウォルター・クック (Walter W. Cook, 1873–1943) とフェリックス・コーベン (Felix S. Cohen,

1907-1953) という 2 人のリアリストに帰すとともに、「その予測理論を提示するにあたって、クックとコーベンは実証主義者の法理論を提供しようとしていた」(Green 2011 : 410) と主張する¹³⁾。さらにグリーンは、リアリストが予測理論を採用したと解釈する方が、ライター自身の「法理学の自然化」という構想にも適合すると指摘する。グリーンによれば、「リアリストが予測理論を提唱したのは、司法的意思決定に関する社会科学的な探究によって、それが正当化されると考えたからである。もしそうならば、リアリストはライター自身が認識している以上に自然主義者であったといえる」(Green 2011 : 418) という。

以上のグリーンの指摘に対する、ライターの応答は簡潔である。曰く、真の問題は「ほとんどのリアリストの法理学の意味を明らかにするにあたって、予測理論へのコミットメントをリアリストに負わせる必要があるかどうか」(Leiter 2011 : 502) であり、その答えは明らかに否である。ライターとグリーンの論争は、結局のところ予測理論を中心とするか、周縁を見るかに起因しており、リーガル・リアリズムについての哲学的な再構成の異なるバージョンを提示するものと見ることができよう。

トーベン・スパーク (Torben Spaak) は、多角的な観点からライターに対する批判を展開している。これまで述べてきたような自然主義とのアナロジーに関する検討 (Spaak 2008 : 355-356)、法哲学方法論に関する検討 (Spaak 2008 : 358-360 ; Spaak 2009 : 75-78) に加えて、特に独創的であると思われるものは、リーガル・リアリズム解釈に関する検討である。スパークは、ライ

13) グリーンは、クックとコーベンに帰される予測理論を、ハートの法理論と比較している。両者の共通点は、法の規準を社会的事実に求める点と、法と道德を分離する点である (Green 2011 : 410-412)。両者の相違点は、リアリストにとって法的言明は記述的であるのに対し、ハートにとって内的な法的言明は規範的であるという点と、法を同定する際にどのような社会的事実に注目するかという点である (Green 2011 : 412-416)。これに対し、ライターは、「『予測理論』をハート的な実証主義と調和させるグリーンの野心的な試みは、『予測理論』に内的視点の余地が全く見られないという問題で行き詰まる」(Leiter 2011 : 502) と指摘している。

ターによるリーガル・リアリズムの再定位に賛同しつつ、自然主義的アプローチの先駆として、よりふさわしい対象を提示する。すなわち、アクセル・ヘーガーシュトレーム (Axel Hägerström, 1868–1939)、ヴィルヘルム・ルンドステッド (A. Vilhelm Lundstedt, 1882–1955)、カール・オリヴェクローナ (Karl Olivecrona, 1897–1980)、アルフ・ロス (Alf Ross, 1899–1979) に代表されるスカンディナヴィアのリーガル・リアリズムである。スパークによれば、「スカンディナヴィアの人々は次の見解を採った。(1) 包括的な時空間的枠組みは1つ（かつ唯一）である（形而上学的または存在論的自然主義）。(2) あらゆる科学的な言明は、実験的な検証の対象となる（方法論的自然主義）」(Spaak 2008: 356–357) という。さらに、スパークは2つのリーガル・リアリズムを比較し、「これらの思想家の間で、法理学的な研究対象の選択に関して——個人レベルであれ、集団レベルであれ——存在する差異は、その自然主義的なコミットメントの差異に照らして説明できるかもしれない」(Spaak 2009: 73) という仮説を提示している¹⁴⁾。このように、ライターの「法理学の自然化」という構想は、スパークによる批判的な受容の下で新たなリーガル・リアリズム解釈を発展させた点で、思わぬ副産物をもたらしたといえよう。

おわりに

本稿では、自然主義が法哲学においてどのような意義を有するかを検討

14) スパークの仮説の前提には、アメリカのリーガル・リアリズムとスカンディナヴィアのリーガル・リアリズムは連続的であるという理解がある。この点について、ライターの理解は異なる。ライターは、2つのリーガル・リアリズムを対照的に捉え、アメリカのリアリストは「哲学的な訓練を受けておらず、むしろ明らかに哲学的な問題への適性も関心も持っていない法学者や法律家」(Leiter 2013: 951) であるのに対し、スカンディナヴィアのリアリストは「主として哲学者（たとえばヘーガーシュトレーム）であるか、哲学の正式な訓練を受けており、全員が法理学的な問題を哲学的な術語で捉える学者・学究であつた」(Leiter 2013: 951) として、その質的差異を際立たせている。

するための準備として、ライター以降の議論の輪郭を描き出した。以下では、ここまで的内容を要約しつつ、若干の補足を試みたい。

I では、自然主義の多義性を踏まえつつ、存在論的自然主義と方法論的自然主義を区別し、クワインの「認識論の自然化」を基盤とする方法論的自然主義が、ライターの「法理学の自然化」に直結することを確認した。すなわち、自然主義の系譜を整理することで、法哲学における自然主義の導入がどのような意義を有するかを検討する際の基盤を示した。

II では、ライターの「法理学の自然化」という構想を検討した。ライターは、アメリカのリーガル・リアリズムを経験的ルール懐疑主義として再構成し、その自然主義的アプローチとしての意義を「裁定理論の自然化」に見出した。また、クワイン的な置換的自然主義を援用しつつ、ハードな実証主義の正当化を行った。さらに社会科学的な裁定理論や実験哲学の導入を通じて、法哲学方法論を刷新しようとした。

III では、こうしたライターの構想に対するグリーンバーグ、ディクソン、グリーン、スパークからの批判を整理した。議論の焦点は、自然主義とのアナロジー、法哲学方法論、そしてリーガル・リアリズム解釈にあった。特に、グリーンやスパークの議論を通じて、リーガル・リアリズム解釈をめぐる多様な見方が提示された。

近年、法哲学における自然主義の意義をめぐる議論は、さらなる広がりを見せている。たとえば、リーガル・リアリズムを素材として自然主義の可能性や限界に関する理論的な考察が進められている (Spaak 2017; Dagan 2018)。また、自然法論と法実証主義を自然主義の立場から再構成・再評価する複合的な理論も構築されている (Priel 2017, 2024)。自然主義的アプローチの相対化のため、現代のニュー・リーガル・リアリズムを含むさまざまな立場の比較・整理も試みられている (Bix 2022)。さらに、自然主義の限界を踏まえつつ、その法理論的含意を精緻化する方向性も示されている (Frydrych 2022)。ライターの蒔いた種は、見事に花開いたといえよう。こうした展開を踏まえつつ、本稿では立ち入ることができなかった議論の細

部に目を配り、法哲学における自然主義の意義を明らかにする作業は、今後の課題としたい。

* 本稿は、JSPS 科研費（課題番号23K01067, 25K16492）の助成による研究成果の一部である。

参考文献

- Bix, B. H. (2022). The Many Faces of Modern Legal Realism. *Ordines - Per un sapere interdisciplinare sulle istituzioni europee*, 2-2022, 18-35.
- Clark, K. J. (2016). Naturalism and its Discontents. In Clark, K. J. (Ed.). *The Blackwell Companion to Naturalism*. Hoboken: Wiley-Blackwell, 1-15.
- Dagan, H. (2018). The Real Legacy of Legal Realism. *Oxford Journal of Legal Studies*, 38(1), 123-146.
- De Caro, M. (2022). Liberal Naturalism: Origins and Prospects. In De Caro, M., & Macarthur, D. (Eds.). *The Routledge Handbook of Liberal Naturalism*. Abingdon, Oxon; New York, NY: Routledge, 205-217.
- Dickson, J. (2011). On Naturalizing Jurisprudence: Some Comments on Brian Leiter's View of What Jurisprudence Should Become. *Law and Philosophy*, 30(4), 477-497.
- Donahue, M. K. (2025). Methodological Naturalism, Analyzed. *Erkenntnis*, 90(5), 1981-2002.
- Frydrych, D. (2022). Realism and Positivism. *Jurisprudence*, 13(4), 569-612.
- Goetz, S. & Taliaferro, C. (2008). *Naturalism*. Grand Rapids, Mich.: William B. Eerdmans Pub.
- Green, M. S. (2011). Leiter on the Legal Realists. *Law and Philosophy*, 30(4), 381-418.
- Greenberg, M. (2011a). Naturalism in Epistemology and the Philosophy of Law. *Law and Philosophy*, 30(4), 419-451.
- . (2011b). Implications of Indeterminacy: Naturalism in Epistemology and the Philosophy of Law II. *Law and Philosophy*, 30(4), 453-476.
- Hart, H. L. A. (2012). *The Concept of Law*. 3rd ed. Oxford: Oxford University Press. [H. L. A. ハート『法の概念 第3版』(2014年) 筑摩書房 (長谷部恭

男訳)]

- Himma, K. E. (2011). Editor's Introduction. *Law and Philosophy*, 30(4), 377–379.
- Kemp, G. N., Khani, A. H., Rezaee, H. S., & Amiriara, H. (Eds.). (2025). *Naturalism and Its Challenges*. Abingdon, Oxon; New York, NY: Routledge.
- Kitcher, P. (2025). Foreword: Naturalisms. In Kemp et al. (2025), xvii–xxxi.
- Kornblith, H. (2016). Philosophical Naturalism. In Cappelen, H., Gendler, T. & Hawthorne, J. (Eds.). *The Oxford Handbook of Philosophical Methodology*. Oxford: Oxford University Press, 147–158.
- Leiter, B. (2007). *Naturalizing Jurisprudence: Essays on American Legal Realism and Naturalism in Legal Philosophy*. Oxford: Oxford University Press.
- . (2009). Naturalizing Jurisprudence: Three Approaches. In Shook, J. R., & Kurtz, P. (Eds.). *The Future of Naturalism*. Amherst, NY: Humanity Books, 197–207.
- . (2011). Naturalized Jurisprudence and American Legal Realism Revisited, *Law and Philosophy*, 30(4), 499–516.
- . (2013). Legal Realisms, Old and New. *Valparaiso University Law Review*, 47(4), 949–963.
- . (2020). What Is a Realist Theory of Law? *Revista Estudos Institucionais*, 6(1), 334–345.
- . (2025). Against the Metaphysical Turn in Recent American Jurisprudence. In Leiter, B. *From a Realist Point of View* (forthcoming). Available at <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.5254793>
- Oppy, G. (2025). Naturalism. In Kemp et al. (2025), 1–18.
- Priel, D. (2017). The Possibility of Naturalistic Jurisprudence: Legal Positivism and Natural Law Theory Revisited. *Revisus*, 32, 7–35.
- . (2024). Legal Positivism and Naturalistic Explanation of Action. *Law and Philosophy*, 43(1), 31–59.
- Quine, W. V. (1969). *Ontological Relativity and Other Essays*. New York: Columbia University Press. [第2章の邦訳としてW. V. O. クワイン「自然化された認識論」現代思想16巻8号（1988年）48–63頁（伊藤春樹訳）]
- Spaak, T. (2008). Naturalizing Jurisprudence by Brian Leiter. *Theoria*, 74(4), 352–362.
- . (2009). Naturalism in Scandinavian and American Realism: Similarities and

- Differences. In Dahlberg, M.(Ed). *Uppsala-Minnesota Colloquium: Law, Culture and Values*. Uppsala: Iustus Förlag. 33-83.
- . (2017). Realism about the Nature of Law. *Ratio Juris*, 30(1), 75-104.
- 植原亮. (2017). 自然主義入門——知識・道德・人間本性をめぐる現代哲学ツアーハウス. 効果書房.
- 菊地諒・見崎史拓・菊池亨輔. (2023). リーガル・リアリズムの（再）検討に向けて（1）——序説的整理と指針の提示——. 立命館法学408号1-50頁.
- . (2024). リーガル・リアリズムの（再）検討に向けて（2・完）——序説的整理と指針の提示——. 立命館法学410号77-120頁.
- ライター, ブライアン. (2022). ニーチェの道徳哲学と自然主義——『道徳の系譜学』を読み解く——. 春秋社.